

○有効期間登録更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者		有効期限	更新日
			窒素 全量	りん酸 全量	加里 全量		氏名又は名称	住 所		
神奈川県 第724号	乾燥菌体 肥料	6 1 乾燥菌体 肥料	6 . 0	1 . 0		普通肥料の公定規格の「含有を許される有害成分の最大量」及び「その他の制限事項」のとおり	味の素株式会社	東京都中央区京橋1丁目15番1号	令和11年3月1日	令和8年1月28日
神奈川県 第364号	ごま油かす及びその粉末	6 . 8 ごま油かす粉末	6 . 8	2 . 0	1 . 0	該当なし	岩井の胡麻油株式会社	横浜市神奈川区橋本町2丁目1番26	令和14年6月13日	令和8年2月4日
神奈川県 第669号	なたね油かす及びその粉末	日清5 . 3純正なたね油かす粉末	5 . 3	2 . 0	1 . 0	該当なし	日清オイリオグループ株式会社	東京都中央区新川1丁目23番1号	令和14年4月29日	令和8年3月2日